



NEW!

令和8年度 社内交通事故防止研修会・セミナー助成金の手続きについて

会員事業者が従業員を対象とした交通事故防止に係る研修会やセミナーを開催する場合において、講師を依頼した講演費用の一部を助成いたします。

1. 助成対象期間

令和8年4月1日～令和9年2月末日までに研修会やセミナーを開催し、支払いが完了するもの。

2. 助成交付額

事業者派遣を要した経費 上限100,000円

(消費税除く、1,000円未満切り捨て)

※1会員1回まで

3. 申請方法

「社内交通事故防止研修会・セミナー助成金申請書」及び添付書類を

令和9年3月5日(必着)までにご提出ください。

※但し、期間内であっても交付限度額に達した場合は終了となります。

4. 留意事項

①助成の対象は、埼玉県内にて開催するものとし、交通事故防止に精通し、講演実績のある講師に依頼したものが対象となります。

※受講する従業員は、埼玉県内の従業員を対象としますが、他県の従業員が含まれていても構いません。

必ず、埼玉県内の従業員の方が参加しているものに対して申請してください。

②複数の会員事業者が合同で開催する場合においても助成の対象となります。

※主催した会員1社が代表で助成申請をしてください。

③助成交付申請額には、交通費、宿泊費、飲食費、消費税は含まれません。